

論点2 道州が果たすべき立法の役割（討議資料）

道州の立法の役割（例）	規定内容のイメージ	道州条例に規定すべき事項があるという考え方の例 これらの規定のいずれについても、国法に規定すべき又は基礎自治体条例に規定すべきとする考 え方がありうる。
道州内の基礎自治体の行政 や立法の統一性を確保する 役割	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体が執行する事務の基本的 事項（役割分担）を規定する 	市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有し、市町村消防に要する費用を負担すること（消防組織法）などに相当する内容は、基礎自治体が執行する消防組織の設置・運営の基本的事項であるから、道州が規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 道州の住民の身体・生命に直接関係 する事務について道州内の制度の枠 組みや行政水準を一定程度に保つ 	市町村の消防体制は常備消防と非常備消防からなり、予防・警戒・消火・調査・救急などの業務を行うこと（消防組織法、消防法）などに相当する規定は、道州の住民の身体・生命に直接関係する制度の枠組みなので、「標準」や「最低限度」を道州が規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 道州内の基礎自治体の行政水準を確 保する 	消防署の管轄区域内に中高層建築物がおおむね10棟以上ある場合には、はしご自動車又は屈折はしご自動車1台以上を配置すること（消防力の整備指針）など、基礎自治体の行政水準を確保するための規定は、地域の実情を勘案する必要があることから、道州が規定する。
基礎自治体の区域を越える 広域的な公益を確保する役 割	<ul style="list-style-type: none"> 影響や受益が一の基礎自治体の範囲 にとどまらない事務の枠組みを定め、 基礎自治体に一定の水準等を義務付 け、財政措置を講じる 	公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数は、基礎自治体の区域の外にも影響を及ぼすものであるから、道州が大腸菌群数3千個/1c m ³ 以下（下水道法施行令）といった基準を設定する。
		一定の水域等において汚水の窒素・燐含有量を削減することは、基礎自治体の区域内だけに受益が生じるものではないため、「流域下水道」、「流域関連公共下水道」、「単独公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」などの枠組み（下水道法、浄化槽法）にとらわれずに、道州が、「家畜糞尿処理」なども視野に入れながら地域に適した事務の枠組みを定め、基礎自治体に一定の水準を義務付けるとともに、公益に応じた財政措置を講じる旨を規定する。
		市町村は必要に応じて消防に関し相互に応援するよう努めねばならないこと（消防組織法）などに相当する規定は、広域的な公益に着目して、原則は当該市町村の区域内とされる基礎自治体の消防に関する責務の例外を定める規定であるため、道州が規定する。
基礎自治体間の調整を行う 役割	<ul style="list-style-type: none"> 二以上の基礎自治体の事務を調整す る 	基礎自治体相互の関係について広域における総合調整を図る必要がある消防相互応援協定に関する事項（消防組織法）などは道州が「標準」を規定する。

道州の立法の役割（例）	規定内容のイメージ	道州条例に規定すべき事項があるという考え方の例 これらの規定のいずれについても、国法に規定すべき又は基礎自治体条例に規定すべきとする考 え方がありうる。
本来の役割を担えない小規模な基礎自治体を補完支援する役割	<ul style="list-style-type: none"> 国法に定められた道州と基礎自治体の役割分担を実情に応じて更にきめ細かく規定する 	基礎自治体の規模等が多様であること及び現行の都道府県の事務が基礎自治体に移管されることを前提に、財政的・人的要因等から流域下水道規模の施設を管理できない基礎自治体について、道州がその能力に応じた役割分担を規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な基礎自治体に対して財政支援を講じる 	現行は国の役割とされる公共下水道の設置又は改築について費用の一部を補助し、資金の融通に努めること（下水道法）について、小規模な基礎自治体であっても公共下水道が整備できるよう、道州が一定の財政支援を講じる旨を規定する。
一定の規模を対象としなければ不合理となる事項を定める役割	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体が個々に基準を設定することによる事務上の不経済を防ぐため一定の基準を設定する 	消防用ゴム引きホースの内張りに使用されているゴムは引張り強さが JIS 規格の引張試験を行った場合に 13 メガパスカル以上であること（消防用ホースの技術上の規格を定める省令）などの技術基準のうち、基礎自治体が個々に検討することが不経済であるものは、道州が規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体が個々に基準を設定することによる企業等の活動上の不経済を防ぐため一定の基準を設定する 	消防用ホースは呼称に応じて一定の内径（呼称 150＝内径 152mm～156mm 等）を有しなければならないこと（消防用ホースの技術上の規格を定める省令）などの技術基準のうち、基礎自治体ごとに大きなばらつきがあると、広域的な互換性を欠くばかりか、機械器具を生産する企業の活動にも不経済を生じるものは、道州が規定する。
道州の事務と基礎自治体の事務の整合を図る役割	<ul style="list-style-type: none"> 道州が分担する事務と基礎自治体の事務の整合を図る 	基礎自治体が、児童福祉施設のために使う建物及び敷地等について、原則として租税その他の公課を課すことができないこと（児童福祉法）を定めた場合においても、道州税の課税の有無及びその要件は道州が規定する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本来は道州の責務である事務を基礎自治体が処理する場合、その確実な執行や適正な処理水準を確保する 	現行の法定受託事務のように、国法によって、道州の事務を基礎自治体が処理することと規定される事務があることを前提に、その事務の確実な執行や適正な処理水準確保のための規定を道州が規定する。